

大和市立つきみ野中学校 PTA 規約

第1章 総則

第1条(名称と所在地)

本会は大和市立つきみ野中学校 PTA と称し、所在地を大和市つきみ野3-5-1に置く。

第2条(会員)

- (1) 本会の会員は、つきみ野中学校に在学する生徒の保護者および同校教職員のうち、本会の目的に賛同して入会したもので構成する。
- (2) 会員は、別に定める手続きをもって任意に退会することができる。

第3条(目的)

本会は学校の教育目的達成に協力するとともに、学校・家庭・社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条(活動)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

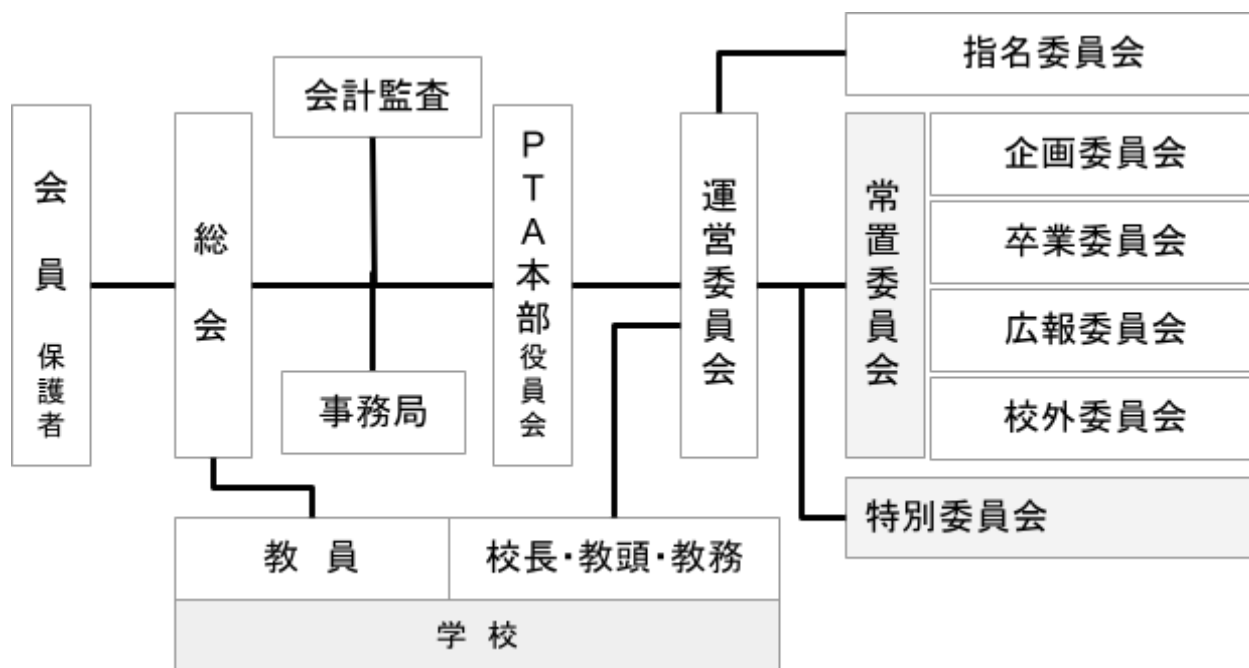
- (3) 家庭と学校と常に緊密な連絡を図り、生徒の生活環境の改善に努める。
- (4) 学校の教育的環境の整備拡充に協力する。
- (5) 会員相互の教養の向上に努めるとともに、その親睦を図る。
- (6) 特定の政党や宗教を支持することなく、また専ら営利目的とするような活動はしない。

第2章 機関

第5条(機関)

本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 常置委員会
- (4) 役員会
- (5) 指名委員会
- (6) 会計監査
- (7) 特別委員会



第6条（総会）

総会は全会員をもって構成する本会の最高の議決機関である。

- (1) 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は年度初めに開き、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の1/5以上の請求があったときに開く。
- (2) 総会は次の事項を審議し決定する。
 - ① 規約の制定・改定に関すること。
 - ② 本会の活動に関すること。
 - ③ 予算の議決、決算の承認に関すること。
 - ④ その他運営委員会または役員会が必要と認める事項。
- (3) 総会は会員の1/3以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第7条（運営委員会）

- (1) 運営委員会は会長が招集し、次で構成する。
 - ① 本部役員
 - ② 役員候補者指名委員会
 - ③ 常置委員会の正・副委員長
 - ④ 校長、教頭、教務主任
 - ⑤ 特別委員会をおいた場合はその正・副委員長
- (2) 運営委員会は次の事項を行う。
 - ① 総会から委任された事項に関すること。
 - ② 活動の企画・実施に関すること。

- ③ 総会に提出する議案に関すること。
 - ④ 本規約に付随する細則及び規則に関すること。
 - ⑤ その他運営委員会または役員会が必要と認める事項。
- (3) 運営委員会の会議は、構成委員の2/3以上の出席(委任状を含む)によって成立し、議決は出席者の過半数による。可否同数の場合は会長が決める。

第8条(常置委員会)

- (1) 常置委員会には次の委員会を置く。各委員会は委員長が招集する。
- ① 卒業委員会
教職員の協力のもと卒業生の門出を祝うために必要な準備や運営を担い、卒業式および関連行事の円滑な実施をサポートする。
 - ② 広報委員会
保護者と教職員が協力して、本校の広報活動に努める。
 - ③ 校外委員会
保護者と教職員が協力し地域自治会などと連携して、生徒の校外生活の保全ならびに環境の改善に努める。
 - ④ 企画委員会
保護者と教職員が協力して、生徒と会員の教養の向上を図り文化・厚生生活に努める。
- (2) 常置委員会の委員は、在学する生徒の保護者および教職員で構成する。
- ① 常置委員会の委員の内1名は教職員で構成する。
 - ② 常置委員会の定員、分掌の仕方、卒業対策委員および広報委員、校外指導委員、企画委員の選任については、細則に定める。
 - ③ 常置委員の正・副委員長は、各常置委員会委員の互選によって選出する。
 - ④ 常置委員の任期は一年とし、再任は妨げない。

第9条(役員会)

役員会は本部役員で構成し、①運営委員会の議案検討および実務、②各委員会・学校との連絡調整、③その他会長が必要と認める事項を行う。

第10条(特別委員会)

特別に必要なときは、運営委員会の承認を得て、特別委員会を置くことができる。

- (1) 設置する特別委員会の活動期間は、当年度内および次年度とする。
- (2) 特別委員会は目的が達成されたときをもって解散する。
- (3) 特別委員会の委員および正・副委員長の委嘱の仕方、委員会の定員などは運営委員会が定める。

第11条(指名委員会)

指名委員会に関しては、細則に定める。

第3章 役員

第12条(役員)

本会に次の役員を置き本部役員とする。任期は一年とし、再任は妨げない。

- (1) 会長 保護者会員から1人
- (2) 副会長 保護者会員から2名以上
- (3) 書記 保護者会員と教職員会員から各1名以上
- (4) 会計 保護者会員と教職員会員から各1名以上
- (5) デジタル 保護者会員から2名以上

第13条(任務)

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその仕事を代行する。
- (3) 書記は本会の仕事を総括し、各会議・集会の記録・報告を掌る。
- (4) 会計は本会の経理を掌り、総会にて監査を経た決算報告をする。
- (5) デジタル担当はこの会でデジタルツールが運用できるように整備を行い環境を整え、またその管理を行う。

第14条(選出方法)

役員の選出は指名委員会か、指名推薦し、運営委員会において報告し承認を得る。役員候補者の指名推薦に関しては細則に定める。

第15条(役員に対する報酬等)

役員に対する報酬等は次のとおりとする。

- (1) 本部役員は、その職務を行うために要する費用が補償される。
- (2) 前項に関し必要な事項は、細則に基づき運営委員会において定める。

第4章 会計および「会計監査

第16条(経費)

本会の経費は会費、事業収入および「寄付金をもって支弁する。

第17条(会費)

会費は保護者会員一世帯、教職員会員一人につきそれぞれ年間3600円(月あたり300円)とする。

第18条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条(会計監査)

会計監査はその年度の会計について監査し、総会においてその結果を報告する。

第20条(監査員)

- (1) 会計監査員は3名とし、役員候補者指名委員会か「指名推薦し運営委員会に於いて報告し承認を得る。
- (2) 会計監査員の任務はその会計年度の一年とし、その年度の他の役員または委員を兼ねることはできない。
- (3) 会計監査員か「やむを得ない理由により会計監査に参加できない場合には、あらかじめ学校か「教職員より選出した代理の会計監査員を加えて実施する。人選は第19条2項に準ずる

第5章 慶弔、研修、交通、交際

第21条(諸支出)

慶弔、研修、交通、交際等の各支出については、細則に定める。

第6章 専従人材および事務局

第22条(専従人材および事務局)

この会の活動および事務円滑化のために、専従人材をおき事務局とすることができる。専従人材の役務については、個人または法人や団体などに外注することもできる。

第7章 細則

第23条(細則制定)

この会の運営について必要な細則を定めることができる。ただし、細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の2/3以上の議決をもって定める。また、細則の制定または改廃の場合は、その結果を全会員に知らせることとする。

第8章 サークル活動

第24条(PTA サークル活動について)

- 1) この会は、保護者の親睦を深め、健全な活動を推進するため、PTA サークル活動(以下「サークル」という)を認める。
- 2) サークルは、PTA会員(保護者・教職員)を主たる構成員とし、会員の自主的な運営により活動するものとする。
- 3) サークルの活動は、営利・政治・宗教活動を目的としないものとする。
- 4) サークルは、運営委員会の承認を得て設立し、活動報告を行う。詳細は細則に定める。

第9章 改定

第25条(改定)

この規約は総会において、出席者の2/3以上の賛成をもって改定することかゝることができる。ただし、改定事項の提案については総会7日前までに、その内容を全会員に通知しなければならない。

附則第1条

この規約は令和7年(2025年)4月1日をもって施行する。
また、この会の設立年月日は昭和46年(1971年)9月21日である。

定期総会の承認により令和8年(2026年)6月15日をもって改定する。